日銀シス第106号2022年10月18日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に 関する規則」の一部改正に関する件

消費税の仕入税額控除制度に適格請求書等保存方式が2023年10月1日から導入されることを踏まえ、日本銀行金融ネットワークシステムの利用手数料等にかかる「日銀ネット利用手数料等明細」の出力項目を一部変更することに伴い、標記規程を別紙のとおり一部改正し、2022年11月28日から実施することとしましたので、通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」中一部改正

○第1号書式を次のとおり改める(全面改正)。

〒 一 (注4) (注5) 御 中	印紙税申告納付につ き日本橋税務署承認 済 (注5) 御中 日本銀行
日本銀行 (登録番号: ^(注11) _) 日銀ネット利用手数料等請求書 計算日 年 月 日	下記のとおり領収しました。
年 月分 <u>¥</u> (注8) (適用税率 (注12) が含まただし、消費税および地方消費税¥ (注9) (適用税率 (注12) が含ま上記の金額は次のとおり当座勘定から引落します。(注2) 引落日 年 月 日 引落口座 (注10) (注10) この請求書の内容について、異議・不明な点がありましたら、「手数料等の当座勘定自動引落に関する規則」(注1) に定めたところに従い申出て下さい。 申出なき場合は、承認があったものとして取扱います。	れています。

- (注1)「手数料等の当座勘定自動引落に関する規則」との記載は「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」と読替えるものとします。
- (注2) 非取引金融機関等が日銀ネット利用手数料等の納付について、規則第5条第2項に規定する代行納付の方法によらない場合は、請求書のうち「上記の金額は、次のとおり当座勘定から・・・・・・引落口座」」までの記載はその記載がないものとみなして下さい。
- (注3) 領収書は前月に前々月分の日銀ネット利用手数料等を日本銀行が受入れた場合に出力します。
- (注4) 納付事務統轄店舗の所在地を表示します。
- (注5)納付事務統轄店舗の名称を表示します。
- (注6) 前月に受入れた前々月分の日銀ネット利用手数料等の金額を表示します。
- (注7) 前月に受入れた前々月分の日銀ネット利用手数料等の金額のうち消費税および地方消費税に相当する金額を表示します。
- (注8) 日銀ネット利用手数料等の金額を表示します。
- (注9) 日銀ネット利用手数料等の金額のうち消費税および地方消費税に相当する金額を表示します。
- (注10) 代行納付先の名称を表示します。
- (注11) 日本銀行の適格請求書発行事業者にかかる登録番号を表示します。
- (注12) 消費税および地方消費税にかかる適用税率を表示します。